

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演**が著作物と言えるか、浪花節の実演が著作権を有するかを争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯竝
附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所、第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興的音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主観ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ楽譜ヲ作りテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音乐的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ